

鈴鹿市農業委員会告示第 8 号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第 26 回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年農委告示第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 6 日

鈴鹿市農業委員会
会長 鈴木 秀

- 1 日時 令和 7 年 8 月 14 日（木）午前 10 時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館 12 階 1203 会議室
- 3 事項（1）農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権）
（2）農地法第 3 条の規定による許可申請について（貸借権）
（3）農地法第 4 条の規定による許可申請について
（4）農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権）
（5）農地法第 5 条の規定による許可申請について（貸借権）
（6）農用地利用集積等促進計画について など